

ID: 178

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第11条第1項 ただし書		
例 規 番 号	平成21年条例第34号		
【根拠条文】 (使用料等の返還) 第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定は、第9条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の還付) 第6条 条例第11条第1項ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 使用者の責任でない事由により使用することができないとき。 イ 公益上又は市の都合により使用許可を取り消したとき。 (2) 使用料の5割に相当する額を還付する場合 使用者が使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日